



育児休業給付金の「延長申請について」



育児休業給付金は、被保険者の方が1歳未満の子(※)を養育するために育児休業を取得した場合に受給できる制度ですが、一定の要件を満たした場合には、1歳6か月未満まで受給する期間を延長でき、一定の要件を満たした場合には、さらに2歳未満まで受給する期間を延長できます。

※ 父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得期間の延長、いわゆるパパママ育休プラス制度を利用して育児休業を取得する場合、一定の要件を満たせば、子が1歳2か月に達する日の前日まで、最大1年間支給。

ア 1歳6か月未満までの延長と2歳未満までの延長については、それぞれ延長できる事由に該当する必要がある、それぞれ延長手続きをする必要があります。

イ 1歳6か月未満まで延長できる事由

① 保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日(パパママ育休プラス制度利用の場合は休業終了予定日)後の期間について、当面その実施が行われない場合

※ ここでいう保育所等は、児童福祉法第39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。

また、あらかじめ1歳に達する日の翌日(誕生日)について保育所等における保育が実施されるように入所申込みを行っていない場合は該当しません。

【注意事項】：市区町村により、入所申込みの時期が様々ですので、提出時期については、十分余裕を持ってご確認ください。

× 延長対象とならない事例

1. 市区町村に問い合わせをしたところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であると説明を受け、入所申込みを行わなかった場合。

2. 無認可保育所への入所希望申込みの場合。

3. 入所希望日が、1歳の誕生日の翌日以降となっている場合。

(市区町村により、毎月1日の入所希望でなければ入所申込みの受付ができないところがあり、例えば、10月29日誕生日の場合、10月1日以前の入所希望でなければ、給付金の延長対象とはならないのでご注意ください。)

② 1歳に達する日後の期間について、常態として養育を行う予定であった配偶者(配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。)が次のi~ivのいずれかに該当する場合。

i 死亡したとき。

ii 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上的の障害により、育児休業の申出に係る子を養育することが困難になったとき。

iii 婚姻の解消その他の事情により、配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき。

iv 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定であるか、又は産後8週間を経過しないとき。(産前休業を請求できる期間又は産前休業期間及び産後休業期間)

ウ 2歳未満まで延長できる事由

① 保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

※ ここでいう保育所等は、児童福祉法第39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。

また、あらかじめ1歳6か月に達する日の翌日（誕生日の6か月後）について保育所等における保育が実施されるように入所申込みを行っていない場合は該当しません。

【注意事項】：市区町村により、入所申込みの時期が様々ですので、提出時期については、十分余裕を持ってご確認ください。

× 延長対象とならない事例

1. 市区町村に問い合わせをしたところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため
次回の入所は困難であると説明を受け、入所申込みを行わなかった場合。
2. 無認可保育所への入所希望申込みの場合。
3. 入所希望日が、1歳の誕生日の6か月後の翌日以降となっている場合。
(市区町村により、毎月1日の入所希望でなければ入所申込みの受付ができないところがあり、例えば、10月29日が誕生日の6か月後の場合、10月1日以前の入所希望でなければ、給付金の延長対象とはならないので、ご注意ください。)



② 1歳6か月に達する日後の期間について、常態として養育を行う予定であった配偶者（配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。）が次のi～ivのいずれかに該当する場合。

- i 死亡したとき。
- ii 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上的の障害により、育児休業の申出に係る子を養育することが困難になったとき。
- iii 婚姻の解消その他の事情により、配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき。
- iv 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定であるか、又は産後8週間を経過しないとき。（産前休業を請求できる期間又は産前休業期間及び産後休業期間）

☆手続き及び制度の詳細については、

最寄りのハローワークにお問い合わせください。

